

第1回企画等専門調査会(平成23年11月21日)資料
 「<平成23年度>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)」抜粋

評価課題／危害要因	危害要因に関する概要等	国内外における評価状況、管理状況等
シリコーン	<p>・シリコーン樹脂は耐熱・耐寒・耐薬品性に優れ、台所用品等に使用されている。</p> <p>・調理器具としてシリコーン製品が製造・販売・使用されているが、高温(オープン200℃以上、レンジ700ワット)で使用可能となっているものの、高温時の溶出物質が食品の中に入り込む事はないか、またそのもの人体への健康影響はないか、消費者から懸念されている。</p>	<p><国内></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会による評価状況:なし。自ら評価候補として検討(H22(2010))。 ・厚生労働省:食品に用いられる器具・容器包装は、食品衛生法において規格基準が設定。シリコーンゴム製品は、ゴム製の器具又は容器包装として溶出試験について規格が設定されている。高温で使用されるゴム製の器具又は容器包装について分析調査を実施。 <p><海外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧州連合(EU):EC規則適用「ヒトの健康及び食品の品質及び特性に影響を与える量が溶出してはならない」。研究プロジェクトでは、シリコーンオリゴマー溶出は低い量だったと報告(2004)。 ・英国食品基準庁(FSA):食品に接触するシリコーン製品の実態を研究調査(2005)。